

特定非営利活動法人日本胸部外科学会 バナー広告の取扱いに関する規約

第1条（趣旨）

この規約は、本法人のホームページに掲載するバナー広告（本法人のホームページに掲載する画像のうち、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の指定する画面にリンクするものをいう。以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（募集）

本法人は、本法人のホームページにより、原則として医療に関連した業種に広告主を募集するものとする。

第3条（申込み）

広告主は、原則として医療に係る業種でなければならない。

- 2 本法人所定のバナー広告掲載申込書（第1号様式）及び広告原稿を提出しなければならない。
- 3 広告掲載の申込みは、広告主1社につき1枠とする。
- 4 広告原稿のデータ作成費用その他の申込みに必要な費用は、申込者の負担とする。

第4条（画像）

広告原稿に用いる画像（以下「画像」という。）の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ：横 234 ピクセル×縦 60 ピクセル
- (2) 形式：gif、jpg、png
- (3) 静止画

- 2 次に掲げるものは、画像として用いることができない。

本法人のホームページに支障を来たす構造のもの（アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ点滅、反転表示又は画面の切替わり、テキストボックス表示（書き込み可能）、プルダウンメニュー、閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン、ラジオボタン使用など）、その他本法人が画像として不適切と認めるもの。

第5条（広告内容）

次に掲げる内容の広告は、掲載することができない。

- (1) 本法人の事業活動の趣旨に対し、品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 財産権（知的財産権を含む。）、名誉又は、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれ

のあるもの

- (5) 法令又は公序良俗に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (6) その他本法人が広告として不適切と認めるもの

第6条（審査及び決定）

広報委員会は規定に基づき、広告主の申込内容を審査し、その結果を理事長に報告し、可否は理事長が決定するものとする。

第7条（承諾通知書）

広報委員会は、可否の決定後、速やかに広告主に対し、広告掲載承諾（不承諾）通知書を送付するものとする。

第8条（広告掲載）

広告掲載料は以下の表によるものとし、広告主は指定期日までに全額を一括して支払わなければならない。

広告掲載料金一覧

Aタイプ（全ページに掲載）：

1年契約 ¥220,000／年（税込） 単月契約 ¥22,000／月（税込）

Bタイプ（トップページのみ掲載）：

1年契約 ¥165,000／年（税込） 単月契約 ¥16,500／月（税込）

Cタイプ（トップページ以外のページに掲載）：

1年契約 ¥132,000／年（税込） 単月契約 ¥13,200／月（税込）

- 2 広告掲載料は、いかなる事由があっても一切返還しない。
- 3 広告の掲載月、ページ、位置及び枠数は、広報委員長が決定する。

第9条（禁止行為）

広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) サーバーその他の本法人のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為
- (2) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- (3) その他本法人が広告主として不適切と認める行為

- 2 広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第10条（変更）

広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、その3週間前までに本法人に連絡しなければならない。

- 2 広告の内容又はその変更により第三者に損害等が生じた場合には、広告主が責任を負い、

本法人は責任を負わないものとする。

第 11 条 (中止等)

本法人は、広告主が次のいずれかに該当する場合には、広告掲載を中止し、又は広告掲載の承諾を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) この規約に違反したとき。
- (4) その他本法人が広告掲載を不適切と認めたとき。

2 広告主は、広告掲載期間中、広告掲載を取り止めようとする場合には、事前に本法人に書面を提出しなければならない。

3 前 2 項の場合において本法人に損害が生じたときは、本法人は、広告主に対しその賠償を求めることができる。

第 12 条 (免責事項)

本法人は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合においても、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

2 本法人は、広告主が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

第 13 条 (管轄)

この規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とする。

第 14 条 (本法人の法人格移行に伴う措置)

バナー広告掲載申込書提出時点において、本法人は特定非営利活動法人から一般社団法人に移行する過程にあることに鑑み、将来において本法人が広告掲載にかかる契約上の地位を一般社団法人日本胸部外科学会に移転し、または一般社団法人日本胸部外科学会において同一内容の契約の締結を広告主に求めた場合には、広告主は、これに同意するものとする。

附 則

この規約は、2012 年 7 月 23 日から施行する。

改定 2018 年 8 月 30 日

改定 2019 年 10 月 1 日

改定 2020 年 12 月 9 日

改定 2021 年 2 月 3 日